

Gemini



2.5 Flash ▾



T

国連の戦勝国規定はどこに書かれていますか？



国連の「戦勝国規定」という直接的な表現はありませんが、第二次世界大戦の「敵国」であった国々に対する規定として、**国連憲章**に**「旧敵国条項」というものが存在します。

具体的には、以下の条文に記されています。

- **第53条**
- **第77条（第1項b）**
- **第107条**

これらの条項は、第二次世界大戦中に連合国の敵国であった国々（日本、ドイツ、イタリアなど）に対して、国連の枠外で強制行動をとることを許容する、あるいは、それらの国に対する戦後処理の措置を国連が妨げない、といった内容を含んでいました。

国連はもともと、第二次世界大戦の連合国（戦勝国）が中心となって設立された組織であるため、このような規定が憲章に盛り込まれました。

現在では、旧敵国条項は「事実上死文化した」と認識されており、1995年には国連総会で削除決議が採択されています。しかし、実際に削除するためには国連憲章の改正手続き（各国の批准など）が必要であり、まだ完全に削除されたわけではありません。



このトピックの詳細なリサーチ レポートを作成するよう Gemini にリクエストできます

今すぐ試す



Gemini に相談



Deep Research

Canvas



Gemini は不正確な情報を表示することがあるため、生成された回答を再確認するようにしてください。